

関 係 各 位

河南町健康福祉部高齢障がい福祉課長

本町における要介護認定の臨時的な取扱いについて

記

本町では、介護保険施設や病院等において面会禁止の措置がとられている場合や感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、「要介護・要支援認定の臨時的な取扱いに関する申請書」の提出により有効期間を12ヶ月延長する取扱いを実施してきたところですが、令和4年10月14日付で厚生労働省老健局老人保健課から「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」が発出されたことにより、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者をもって、臨時的な取扱いは原則終了となります。

臨時的な取扱いを複数回適用することは、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態に繋がりますので、認定調査の重要性をご理解いただき、円滑な認定調査の実施にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ただし、介護保険施設や病院等において面会禁止等により認定調査を受けることが困難である場合、その他やむを得ない理由がある場合に限り、令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いも可能といたします。

在宅の方で、認定調査を受けることがどうしても困難な場合は個別にご相談ください。

※対象は更新申請のみになります。また、更新申請は有効期間満了日の60日前から申請できます。有効期間を過ぎますと更新申請はできませんので、ご注意ください。

※今後の感染症拡大等の状況や国からの通知等が発出された場合、上記の取扱いを変更する場合があります。

【問い合わせ先】

河南町 健康福祉部

高齢障がい福祉課 介護保険係

TEL 0721-93-2500 (内線122)